

自主検査結果届出書

年 月 日

豊田市保健所長 様

開設者 住 所

〔法人の場合は、主たる
事務所の所在地〕

氏 名

〔法人の場合は、名称及
び代表者の肩書・氏名〕

病 院

医療法第27条に基づく診療所の施設の使用許可を申請するに当たり、下記のとおり自主検査を行
助産所

いましたので届け出ます。

記

1 名 称 等

名 称								
所 在 地								
診 療 科 名								
管 理 者 氏 名								
検 査 区 分		開 設 一 部 変 更						
病床数 及 び 病室数		精 神	感 染 症	結 核	療 養	一 般	計	
	開 設	床 室	床 室	床 室	床 室	床 (母子) 室	床 (母子) 室	
	変更前	床 室	床 室	床 室	床 室	床 (母子) 室	床 (母子) 室	
	増△減	床 室	床 室	床 室	床 室	床 (母子) 室	床 (母子) 室	
	変更後	床 室	床 室	床 室	床 室	床 (母子) 室	床 (母子) 室	

2 検査実施者の氏名等

検査実施者	氏 名	
	所属（役職等）	
検査実施年月日		

3 検査結果

（病院、入院施設を有する診療所）

項目番号	検査項目		検査実施の有無	基準	結果	写真番号	備考
1	診察室	病院	有・無	各科専門の診察室（1人が複数の診療科の診療に当たる場合を除く）（採光及び換気）	適・否		室
		診療所	有・無	（採光及び換気）	適・否		室
2	処置室		有・無	診療科ごとに設置（場合により兼用、診察室との兼用可）、採光、換気	適・否		室
3	臨床検査室		有・無	喀痰、血液、尿、ふん便等について通常行われる臨床検査に必要な設備	適・否		
4	化学・細菌・病理検査施設		有・無	当該病院の実状に応じた適当な構造設備、機械換気設備（別空調）	適・否		
5	診療用エックス線装置		有・無	医療法施行規則（以下「規則」という）第30条に定める障害防止方法	適・否		型式 台
6	診療用エックス線装置使用室		有・無	規則第30条の4に定める構造設備	適・否		室
7	診療用高エネルギー放射線発生装置		有・無	規則第30条の2に定める障害防止方法	適・否		型式 台
8	診療用高エネルギー放射線発生装置使用室		有・無	規則第30条の5に定める構造設備	適・否		室
9	診療用放射線照射装置		有・無	規則第30条の3に定める障害防止方法	適・否		型式 保有量 台 ベクレル
10	診療用放射線照射装置使用室		有・無	規則第30条の6に定める構造設備	適・否		室
11	診療用放射線照射器具		有・無		適・否		保有量 ベクレル
12	診療用放射線照射器具使用室		有・無	規則第30条の7に定める構造設備	適・否		室

13	放射性同位元素装備診療機器	有・無		適・否		型式 保有量	台 ベクレル
14	放射性同位元素装備診療機器使用室	有・無	規則第30条の7の2に定める構造設備	適・否			室
15	診療用放射性同位元素	有・無		適・否		保有量	ベクレル
16	診療用放射性同位元素使用室	有・無	規則第30条の8に定める構造設備	適・否			室
17	診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は診療用放射性同位元素の貯蔵施設	有・無	規則第30条の9に定める構造設備	適・否			
18	診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は診療用放射性同位元素の運搬容器	有・無	規則第30条の10に定める構造設備	適・否			
19	診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄施設	有・無	規則第30条の11に定める構造設備	適・否			
20	磁気共鳴画像診断装置（MRI）	有・無		適・否		型式	台
21	磁気共鳴画像診断装置（MRI）使用室	有・無	（注意標識、金属探知器・酸素モニター等及び磁力線の防護措置の設置）	適・否			室
22	調 剤 所	有・無	採光、換気、清潔保持、冷暗所又は電気冷蔵庫、感量10mg及び500mgの上皿天びん各1台以上、調剤に必要な器具	適・否			
23	分 べ ん 室	有・無		適・否			
24	新生児の入浴施設	有・無	沐浴室及び浴槽	適・否			
25	給 食 施 設	有・無	調理室床耐水材料、洗浄及び排水又は清掃に便利な構造、照明及び換気、食器消毒洗浄設備、食品貯蔵庫、手洗設備、給食関係職員専用便所、防火設備	適・否			
26	被服・寝具用消毒施設	有・無	蒸気消毒装置、ホルムアルデヒドガス消毒装置等、病室、食堂、調理室又は配膳室から相当の間隔を保って設置	適・否			
27	洗 濯 施 設	有・無		適・否			
28	診療用の電気、光線、熱、蒸気、ガスの危険防止の措置	有・無	危害防止上必要な方法	適・否			
29	建物の3階以上に病室があるときの建物の構造	有・無	主要構造部耐火構造	適・否			
30	小児病室のある場合の床面積	有・無	1 室内法6.3㎡以上 2 床以上の室の場合：4.3㎡／人×2／3	適・否			

31	病室の採光面積及び直接外気開放面積	有・無	採光面積：床面積の1／7以上 直接外気開放面積：床面積の1／20以上	適・否		
32	精神、感染症及び結核病室がある場合に講じている措置	有・無	精神病室：精神疾患の特性を踏まえた適切な医療提供、患者保護 感染症病室：外部しゃ断、機械換気設備（別空調） 結核病室：外部しゃ断、機械換気設備（別空調）	適・否		
33	無菌状態の維持された病室	有・無	空気洗浄度がクラス1万以下程度、無菌テント等の機器設置も可	適・否		
34	放射線で治療中の患者を入院させる病室	有・無	規則第30条の12に定める構造設備	適・否		室
35	機 械 換 気 設 備	有・無	感染症病室、結核病室又は病理細菌検査室の空気の流入防止	適・否		
36	2階以上に病室がある場合の屋内直通階段	有・無	2箇所以上 患者用エレベーターがあるとき、病室の床面積の合計が50㎡（主要構造部が耐火構造又は不燃材料のとき100㎡）以下の場合は1箇所でも可	適・否		箇所
37	屋内直通階段の構造	有・無	幅：内法1.2m以上、けあげ：0.2m以下、踏面：0.24m以上、踊場の幅（奥行）：内法1.2m以上、適当な手すり	適・否		
38	3階以上に病室がある場合の避難階段	有・無	数：2箇所以上 建築基準法施行令第123条第1項に定める直通階段は算入可	適・否		箇所
39	患者が使用する廊下の幅	有・無	1 病院（本則適用） 精神（大学・総合）・感染症・結核・一般：片廊下1.8m、中廊下2.1m 精神（その他）・療養：片廊下1.8m、中廊下2.7m （経過措置適用） 全ての病床：片廊下1.2m、中廊下1.6m 2 診療所（10床以上） 片廊下：1.2m、中廊下：1.6m	適・否		
40	消 毒 設 備	有・無	必要な消毒設備	適・否		
41	歯 科 技 工 室	有・無	防塵設備、防火設備	適・否		
42	消 防 用 施 設 ・ 設 備	有・無	消火設備：消火器、水バケツ、屋内・屋外消火栓、スプリンクラー等 警報設備：自動火災報知器、警鐘、非常ベル、放送設備等 避難設備：避難はしご、すべり台、救助袋、誘導灯、誘導標識等	適・否		

(療養病床を有する病院、療養病床を有する診療所)

43	機能訓練室	有・無	(本則適用) 病院：40㎡以上、器械・器具 診療所：十分な広さ、器械・器具 (経過措置適用) 病院・診療所：十分な広さ、器械・器具	適・否		室
44	食堂	有・無	(本則適用) 病院・診療所：1㎡/人以上 (経過措置適用) 病院・診療所：1㎡/人以上、但し平成12年3月までに転換した療養型病床群で療養病床となったものではなくても可	適・否		室
45	談話室	有・無	(本則適用) 病院・診療所：談話を楽しめる広さ (経過措置適用) 病院・診療所：談話を楽しめる広さ、但し平成12年3月までに転換した療養型病床群で療養病床となったものではなくても可	適・否		室
46	浴室	有・無	(本則適用) 病院・診療所：身体の不自由な者が入浴するのに適したもの (経過措置適用) 病院・診療所：身体の不自由な者が入浴するのに適したもの、但し平成12年3月までに転換した療養型病床群で療養病床となったものではなくても可	適・否		室
47	1室当たりの病床数	有・無	1室当たり4人以下(経過措置適用：5人以上も可)	適・否		

(入所施設を有する助産所)

1	保健指導を行う室	有・無	(採光及び換気)	適・否		室
2	分べん室	有・無	床面積9㎡以上	適・否		
3	給食施設	有・無	調理室床耐水材料、洗浄及び排水又は清掃に便利な構造、照明及び換気、食器消毒洗浄設備、食品貯蔵庫、手洗設備、給食関係職員専用便所、防火設備	適・否		
4	建物の3階以上に入所室があるときの建物の構造	有・無	主要構造部耐火構造	適・否		
5	入所室の採光面積及び直接外気開放面積	有・無	採光面積：床面積の1/7以上 直接外気開放面積：床面積の1/20以上	適・否		

6	2階以上に入所室がある場合の屋内直通階段	有・無	1箇所以上	適・否		箇所
7	3階以上に入所室がある場合の避難階段	有・無	数：2箇所以上 建築基準法施行令第123条第1項に定める直通階段は算入可	適・否		箇所
8	消防用施設・設備	有・無	消火設備：消火器、水バケツ、屋内・屋外消火栓、スプリンクラー等 警報設備：自動火災報知器、警鐘、非常ベル、放送設備等 避難設備：避難はしご、すべり台、救助袋、誘導灯、誘導標識等	適・否		

備考 1 用紙は日本工業規格A4とする。

2 検査を行った検査項目については、写真を添付すること。また、写真には「写真番号」欄に記載した番号を付すること。

3 検査を行った検査項目の当該部分を赤線で囲み、写真の番号を図面上に表示した平面図を添付すること。

4 診療用エックス線装置等の変更の場合は、線量測定結果等を添付すること。